

食品安全検定テキスト中級第3版訂正情報

テキストの記述に下記のとおり、誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。

ページ	章	訂正箇所	訂正前(誤)	訂正後(正)	備考
039	第2章	上から4行目	ノロウイルスに次いで2番目に多い	もっとも事件数の多い	
045	第2章	上から2行目	HUSにより肝機能障害、中枢神経障害を起し、死亡することがあります。	溶血性尿毒症症候群(HUS)などの重篤な症状を引き起こします。	肝機能障害、中枢神経障害は、主徴ではなく随伴する症状として示されている。幼少児童や基礎疾患を有する高齢者が感染すると腎臓障害を起し死亡することもあり、注意が必要。
069	第2章	上から4行目	年平均300件 事件数、患者数ともに最も多い原因	年平均303件 患者数はもっとも多い原因	
082	第2章	表2-9 ポツリヌス菌の発症菌量	小児ポツリヌス症	乳児ポツリヌス症	
179-180	第6章	6-5 アレルギー表示制度の基本	特定原材料 原材料(7品目) 特定原材料に準ずるもの(21品目)	特定原材料(8品目) 特定原材料に準ずるもの(20品目) 「くるみ」が特定原材料に追加され、特定原材料に準ずるものが20品目になりました。	食品表示基準の一部改正により、令和5(2023)年3月9日から、「くるみ」が特定原材料に追加されました。食物アレルギー表示制度の表示義務品目に「カシューナッツ」を追加することを準備中(2024年9月現在)。